

岩手県地域防災計画（地震・津波災害対策編）  
新旧対照表  
（案）

# 目 次

## 第1章 総則

第1節	計画の目的	1
第3節	防災関係機関の責務及び業務の大綱	2
第5節	地震・津波の想定	3

## 第2章 災害予防計画

第1節	防災知識普及計画	5
第3節	防災訓練計画	6
第4節	避難対策計画	8
第5節	要配慮者の安全確保計画	10
第9節	交通施設安全確保計画	11

## 第3章 災害応急対策計画

第1節	活動体制計画	12
第2節	津波警報・地震情報等の伝達計画	15
第5節	広聴広報計画	17
第6節	交通確保・輸送計画	18
第14節	災害救助法の適用計画	21
第15節	避難・救出計画	22

## 第5章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画

第1節	総則	23
第2節	災害対策本部等の設置等	24
第3節	地震発生時の応急対策等	25
第4節	津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項	31
第5節	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	38
第6節	防災訓練計画	40
第7節	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	41

頁	現 計 画	修 正 案
2-1-1	<p style="text-align: center;"><b>第1節 計画の目的</b></p> <p>この計画は、県土並びに県民の生命、身体及び財産を地震及び津波災害から保護するため、県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の各防災関係機関が、それぞれ全機能を有効に発揮し、相互に協力して防災の万全を期するために必要な災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に関する事項を策定するものである。</p> <p>なお、この計画は、本県における過去の地震及び津波災害の発生状況、また、近年において阪神・淡路大震災や新潟県中越地震のほか平成23年3月11日の東日本大震災津波等の大規模な地震災害が発生している状況、さらには、県が実施した被害想定調査の結果（平成9年度「地震被害想定調査」、平成15～16年度「地震・津波シミュレーション及び被害想定調査」を実施）や三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価の改訂（平成23年度に国の地震調査研究推進本部が実施。）を踏まえ、東日本大震災津波並びに過去の最大クラスの地震及び津波、また家屋の倒壊など甚大な被害が予想される震度6弱以上の陸地を震源地とする大規模な地震にも対応できる体制の整備を図ることを目的とする。</p> <p>また、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）について、当該地震に係る地震防災上重要な事項を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることとしたものである。</p> <p>なお、<u>法第3条の規定に基づき指定された本県の推進地域の区域は、次のとおりである。（平成18年4月3日内閣府告示第58号）</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p>宮古市、大船渡市、久慈市、一関市、陸前高田市、釜石市、東磐井郡藤沢町、上閉伊郡大槌町、下閉伊郡山田町、同郡岩泉町、同郡田野畑村、同郡普代村、九戸郡野田村、同郡洋野町の区域</p> </div>	<p style="text-align: center;"><b>第1節 計画の目的</b></p> <p>この計画は、県土並びに県民の生命、身体及び財産を地震及び津波災害から保護するため、県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の各防災関係機関が、それぞれ全機能を有効に発揮し、相互に協力して防災の万全を期するために必要な災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に関する事項を策定するものである。</p> <p>なお、この計画は、本県における過去の地震及び津波災害の発生状況、また、近年において阪神・淡路大震災や新潟県中越地震のほか平成23年3月11日の東日本大震災津波等の大規模な地震災害が発生している状況、さらには、<u>千島海溝沿いの地震活動の長期評価（第三版）及び日本海溝沿いの地震活動の長期評価（平成29年度、31年度に国の地震調査研究推進本部が実施）</u>や県が実施した津波浸水想定の設定（令和3年度）及び被害想定調査の結果（平成9年度「地震被害想定調査」、令和3～4年度「岩手県地震・津波被害想定調査」）や三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価の改訂（平成23年度に国の地震調査研究推進本部が実施。）を踏まえ、東日本大震災津波並びに過去の最大クラスの地震及び津波、また家屋の倒壊など甚大な被害が予想される震度6弱以上の陸地を震源地とする大規模な地震にも対応できる体制の整備を図ることを目的とする。</p> <p>また、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）について、当該地震に係る地震防災上重要な事項を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることとしたものである。</p>
修正理由	<p>○ 岩手県地震・津波被害想定調査に基づく修正</p> <p>○ 表記の適正化</p>	

頁	現 計 画	修 正 案																																
2-1-6	<p>第3節 防災関係機関の責務及び業務の大綱</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 防災関係機関の業務の大綱</p> <p>1 [略]</p> <p>2 指定地方行政機関</p> <table border="1" data-bbox="256 439 798 848"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>東北地方整備局 〔岩手河川国道事務所〕 〔三陸国道事務所〕 〔南三陸国道事務所〕 〔北上川ダム統合管理事務所〕 〔釜石港湾事務所〕</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 [略]</p> <p>4 指定公共機関</p> <table border="1" data-bbox="256 938 798 1485"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>東日本電信電話(株) 岩手支店 エヌ・ティ・ティ・ コミュニケーション ズ(株) (株)NTTドコモ KDDI(株) ソフトバンク(株)</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	業務の大綱	[略]	[略]	東北地方整備局 〔岩手河川国道事務所〕 〔三陸国道事務所〕 〔南三陸国道事務所〕 〔北上川ダム統合管理事務所〕 〔釜石港湾事務所〕	[略]	[略]	[略]	機関名	業務の大綱	[略]	[略]	東日本電信電話(株) 岩手支店 エヌ・ティ・ティ・ コミュニケーション ズ(株) (株)NTTドコモ KDDI(株) ソフトバンク(株)	[略]	[略]	[略]	<p>第3節 防災関係機関の責務及び業務の大綱</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 防災関係機関の業務の大綱</p> <p>1 [略]</p> <p>2 指定地方行政機関</p> <table border="1" data-bbox="865 439 1406 848"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>東北地方整備局 〔岩手河川国道事務所〕 〔三陸国道事務所〕 〔南三陸沿岸国道事務所〕 〔北上川ダム統合管理事務所〕 〔釜石港湾事務所〕</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 [略]</p> <p>4 指定公共機関</p> <table border="1" data-bbox="865 938 1425 1485"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>東日本電信電話(株) 岩手支店 エヌ・ティ・ティ・ コミュニケーション ズ(株) (株)NTTドコモ KDDI(株) ソフトバンク(株) <u>(株)楽天モバイル</u></td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	業務の大綱	[略]	[略]	東北地方整備局 〔岩手河川国道事務所〕 〔三陸国道事務所〕 〔南三陸沿岸国道事務所〕 〔北上川ダム統合管理事務所〕 〔釜石港湾事務所〕	[略]	[略]	[略]	機関名	業務の大綱	[略]	[略]	東日本電信電話(株) 岩手支店 エヌ・ティ・ティ・ コミュニケーション ズ(株) (株)NTTドコモ KDDI(株) ソフトバンク(株) <u>(株)楽天モバイル</u>	[略]	[略]	[略]
機関名	業務の大綱																																	
[略]	[略]																																	
東北地方整備局 〔岩手河川国道事務所〕 〔三陸国道事務所〕 〔南三陸国道事務所〕 〔北上川ダム統合管理事務所〕 〔釜石港湾事務所〕	[略]																																	
[略]	[略]																																	
機関名	業務の大綱																																	
[略]	[略]																																	
東日本電信電話(株) 岩手支店 エヌ・ティ・ティ・ コミュニケーション ズ(株) (株)NTTドコモ KDDI(株) ソフトバンク(株)	[略]																																	
[略]	[略]																																	
機関名	業務の大綱																																	
[略]	[略]																																	
東北地方整備局 〔岩手河川国道事務所〕 〔三陸国道事務所〕 〔南三陸沿岸国道事務所〕 〔北上川ダム統合管理事務所〕 〔釜石港湾事務所〕	[略]																																	
[略]	[略]																																	
機関名	業務の大綱																																	
[略]	[略]																																	
東日本電信電話(株) 岩手支店 エヌ・ティ・ティ・ コミュニケーション ズ(株) (株)NTTドコモ KDDI(株) ソフトバンク(株) <u>(株)楽天モバイル</u>	[略]																																	
[略]	[略]																																	
修正理由	<p>○ 県防災会議条例改正に伴う修正</p> <p>○ 表記の適正化</p>																																	

頁	現 計 画	修 正 案
2-1-12	<p style="text-align: center;"><b>第5節 地震、津波の想定</b></p> <p><b>第1 地震、津波の想定の基本となる考え方</b></p> <p>○ 本県に将来甚大な被害をもたらすおそれのある地震・津波の災害像を過去事例等から明らかにし、地震・津波発生時の各種構造物等の被害量及び被害分布をあらかじめ予測し、被害想定を行った上で、大規模災害時にも対応しうる防災施設の整備のほか、岩手県地域防災計画の見直しや市町村津波避難計画策定などに反映させてきたところである。</p> <p>[地震被害想定調査結果（平成9年度実施）資料編]</p> <p><u>[津波及び想定宮城県沖連動地震に係る被害想定調査（平成15～16年度実施）資料編]</u></p> <p>○ 平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震の被害の多くは、従前の被害想定をはるかに超える結果となったところであり、<u>このことを踏まえ、その要因の調査分析並びに新たな被害想定の実施及びそれに基づく減災目標の策定を進める。</u></p> <p>○ <u>当面の防災対策については、地震、津波の規模が想定よりも大きい可能性も十分に視野に入れて、平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震並びに過去の最大クラスの海溝型の地震及び津波と内陸直下型地震を想定する。</u></p> <p>○ また、強い揺れを伴わないいわゆる津波地震（※）や遠地地震（※）に関しては、住民が避難の意識を喚起しない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波地震及び遠地地震を想定した避難指示等の発令体制などの避難に関する対策も検討する。</p> <p>○ <u>なお、令和4年1月16日に本県に津波警報が発令されたトンガ諸島付近のフンガ・トンガ - フンガ・ハアパイ火山の大規模噴火に伴う津波のような地震を伴わない津波に関しては、防災基本計画、避難情報のガイドライン、気象庁</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>第5節 地震、津波の想定</b></p> <p><b>第1 地震、津波の想定の基本となる考え方</b></p> <p>○ 本県に将来甚大な被害をもたらすおそれのある地震・津波の災害像を過去事例等から明らかにし、地震・津波発生時の各種構造物等の被害量及び被害分布をあらかじめ予測し、被害想定を行った上で、大規模災害時にも対応しうる防災施設の整備のほか、岩手県地域防災計画の見直しや市町村津波避難計画策定などに反映させてきたところである。</p> <p>[地震被害想定調査結果（平成9年度実施）資料編]</p> <p>○ 平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震の被害の多くは、従前の被害想定をはるかに超える結果となったところであり、<u>その要因の調査分析を踏まえ、令和3～4年度に津波防災地域づくりに関する法律に基づき最大クラスの津波を対象とした津波浸水想定の設定を行うとともに、最大クラスの地震・津波を対象とした新たな被害想定を実施した。</u></p> <p>[津波浸水想定の設定（令和3年度実施）資料編]</p> <p>[地震・津波被害想定調査（令和3～4年度実施）資料編]</p> <p>○ <u>今後の防災対策については、地震、津波の規模が想定よりも大きい可能性も十分に視野に入れて、日本海溝・千島海溝沿いの地震及び津波並びに過去の最大クラスの海溝型の地震及び津波と内陸直下型地震を想定する。</u></p> <p>○ また、強い揺れを伴わないいわゆる津波地震（※）や遠地地震（※）、<u>火山噴火等による潮位変化（※）</u>に関しては、住民が避難の意識を喚起しない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波地震、<u>遠地地震及び火山噴火等による潮位変化</u>を想定した避難指示等の発令体制などの避難に関する対策も検討する。</p>

	<p><u>の警報等発表要領の見直し等を踏まえ、今後対策を検討していく。</u></p> <p>※ [略]  ※ [略]</p> <p><b>第2 想定する地震の考え方</b></p> <p>本県に影響を及ぼすおそれのある地震として、内陸直下型地震については北上低地西縁断層帯北部地震及び北上低地西縁断層帯南部地震を想定し、海溝型地震については及び2011年(平成23年)東北地方太平洋沖地震及び過去に発生した最大クラスの地震を想定する。</p> <p>[地震被害想定調査結果(平成9年度実施) 資料編]</p> <p><b>第3 想定する津波の考え方</b></p> <p>津波対策を構築するに当たっては、基本的に次の2つのレベルの津波を想定する。</p> <p>(1) 発生頻度は極めて低いものの、甚大な被害をもたらす最大クラスの津波</p> <p>(2) 最大クラスの津波に比べて発生頻度は高く、津波高は低いものの、大きな被害をもたらす津波</p>	<p>※ [略]  ※ [略]</p> <p>※ <u>火山噴火等による潮位変化とは、火山噴火による気圧波や山体崩壊等の火山現象による潮位変化(防災対応上「津波」と呼称)のこと。2022年(令和4年)1月16日に本県に津波警報が発令されたトンガ諸島付近のフンガ・トンガ-フンガ・ハアパイ火山の大規模噴火に伴う潮位変化がその代表例。</u></p> <p><b>第2 想定する地震の考え方</b></p> <p>本県に影響を及ぼすおそれのある地震として、内陸直下型地震については北上低地西縁断層帯北部地震及び北上低地西縁断層帯南部地震を想定し、海溝型地震については<u>日本海溝・千島海溝沿いの最大クラスの地震及び2011年(平成23年)東北地方太平洋沖地震を含む</u>過去に発生した最大クラスの地震を想定する。</p> <p>[地震被害想定調査結果(平成9年度実施) 資料編]</p> <p>[<u>地震・津波被害想定調査(令和3~4年度実施)資料編</u>]</p> <p><b>第3 想定する津波の考え方</b></p> <p>津波対策を構築するに当たっては、基本的に次の2つのレベルの津波を想定する。</p> <p>(1) 発生頻度は極めて低いものの、甚大な被害をもたらす最大クラスの津波 <u>(L2津波)</u></p> <p>(2) 最大クラスの津波に比べて発生頻度は高く、津波高は低いものの、大きな被害をもたらす津波 <u>(L1津波)</u></p> <p>[<u>津波浸水想定の設定(令和3年度実施) 資料編</u>]</p>
<p>修正理由</p>	<p>○ 「火山噴火等による潮位変化に関する情報のあり方とそれを踏まえた情報発信の運用改善について」(令和4年7月27日気象庁報道発表)に伴う修正</p> <p>○ 岩手県地震・津波被害想定調査に基づく修正</p>	

頁	現 計 画	修 正 案
<p>2-2-1</p> <p>2-2-2</p> <p>2-2-2</p>	<p style="text-align: center;"><b>第1節 防災知識普及計画</b></p> <p><b>第1</b> [略]</p> <p><b>第2 防災知識の普及</b></p> <p>1 [略]</p> <p>2 職員に対する防災教育</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>3 住民等に対する防災知識の普及</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>4 児童、生徒等に対する教育</p> <p>【本編・第2章・第1節・第2・4 参照】</p> <p>5、6 [略]</p> <p><b>第3</b> [略]</p> <p><b>第4 津波防災マップの作成</b></p> <p>○ 県は、平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震による津波やその他の過去に発生した最大クラスの津波を想定した津波浸水想定(津波があった場合に想定される浸水の区域及び水深)を設定し、関係市町村長に通知するとともに公表する。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第1節 防災知識普及計画</b></p> <p><b>第1</b> [略]</p> <p><b>第2 防災知識の普及</b></p> <p>1 [略]</p> <p>2 職員に対する防災教育</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ <u>津波に関する防災教育、訓練、津波からの避難の確保等を効果的に実施するため、津波対策にデジタル技術(ハザードマップのレイヤー化、GIS(Geographic Information Systemの略称、地理情報システム)化等)を活用するよう努めるものとする。</u></p> <p>3 住民等に対する防災知識の普及</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ <u>津波に関する防災教育、訓練、津波からの避難の確保等を効果的に実施するため、津波対策にデジタル技術(ハザードマップのレイヤー化、GIS(Geographic Information Systemの略称、地理情報システム)化等)を活用するよう努めるものとする。</u></p> <p>4 児童、生徒等に対する教育</p> <p>【本編・第2章・第1節・第2・4 参照】</p> <p>○ <u>津波に関する防災教育、訓練、津波からの避難の確保等を効果的に実施するため、津波対策にデジタル技術(ハザードマップのレイヤー化、GIS(Geographic Information Systemの略称、地理情報システム)化等)を活用するよう努めるものとする。</u></p> <p>5、6 [略]</p> <p><b>第3</b> [略]</p> <p><b>第4 津波防災マップの作成</b></p> <p>○ 県は、<u>日本海溝・千島海溝沿いの最大クラスの断層モデルに加え、過去に県内で発生した最大クラスの津波を想定した津波浸水想定(津波があった場合に想定される浸水の区域及び水深)を設定し、関係市町村長に通知するとともに公表する。</u></p>
<p>修正理由</p>	<p>○ 防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>○ 岩手県地震・津波被害想定調査に基づく修正</p>	

頁	現 計 画	修 正 案
2-2-5	<p style="text-align: center;"><b>第3節 防災訓練計画</b></p> <p><b>第1 [略]</b></p> <p><b>第2 実施要領</b></p> <p>1 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 各訓練項目において留意すべき事項</p> <p>○ 県及び市町村は、<u>震災</u>に関する訓練の実施に当たっては、次の事項に留意して実施する。</p> <p><u>ア 通信情報連絡訓練</u></p> <p>震災により通常の通信手段が途絶した場合を想定し、防災行政情報通信ネットワーク及び衛星携帯電話等を用いた通信訓練を実施すること。</p> <p><u>イ 職員非常招集訓練</u></p> <p>震災により通常の交通手段が途絶した場合を想定し、徒歩による非常参集訓練等を実施すること。</p> <p><u>ウ 消防訓練</u></p> <p>震災により消火栓の使用が不可能となった場合等を想定し、自然水利等その他の水利を用いた消火訓練を実施すること。</p> <p><u>エ 避難訓練</u></p> <p>地震により津波が発生した場合を想定し、住民の避難訓練を実施すること。</p> <p><u>オ 津波訓練</u></p> <p>地震により津波が発生した場合を想定し、業務従事者の安全を確保した上での水門等の閉鎖及び海面監視、住民広報等の津波訓練を実施すること。</p> <p><u>カ 救出・救助訓練</u></p> <p>震災により家屋が倒壊した場合を想定し、負傷者の救出・救助訓練を実施すること。</p> <p><u>キ 施設復旧訓練</u></p> <p>震災によりライフライン機能が途絶した場合を想定し、これらの施設の応急復旧訓練</p>	<p style="text-align: center;"><b>第3節 防災訓練計画</b></p> <p><b>第1 [略]</b></p> <p><b>第2 実施要領</b></p> <p>1 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 各訓練項目において留意すべき事項</p> <p>○ 県及び市町村は、<u>地震・津波</u>に関する訓練の実施に当たっては、次の事項に留意して実施する。</p> <p><u>ア 災害対策本部設置・運営訓練</u></p> <p>災害対策本部設置と並行しての情報収集・処理、対策、広報等の初動対応を重視する。この際、通信情報訓練や職員非常招集訓練と連携し、災害対策本部運営の実効性を担保する。</p> <p><u>イ 通信情報連絡訓練</u></p> <p>通常の通信手段が途絶した場合を想定し、防災行政情報通信ネットワーク及び衛星携帯電話等各種通信手段を用いた通信訓練を実施する。</p> <p><u>ウ 職員非常招集訓練</u></p> <p>通常の交通手段が途絶した場合を想定し、近隣公所への出勤や徒歩による非常参集訓練等を実施する。</p> <p><u>エ 避難訓練</u></p> <p>各種広報手段を使用した住民への避難情報の伝達、住民の互助による避難、避難誘導実施者自身の安全を確保した避難誘導訓練を実施する。</p> <p><u>オ 避難所開設・運営訓練</u></p> <p>行政と町内会、自主防災組織、NPO等が連携した訓練を実施する。この際、外国人、観光客や企業従業員等地域住民以外の人々の受入、感染症等対策に留意する。</p> <p><u>カ 救出・救助訓練</u></p> <p>消防、警察、自衛隊等の多数機関が共同して多数傷病者が発生した場合に対応する訓練を実施する。この際、現地調整所の設置・運営に留意する。</p> <p><u>キ 医療救護訓練</u></p> <p>多数の傷病者が発生した場合を想定し、医療救護所の開設や傷病者のトリアージ及び</p>



	<p><u>を実施すること。</u></p>	<p><u>応急手当等の医療活動訓練を実施する。</u></p> <p><u>ク 消防訓練</u></p> <p><u>消防や消防団による訓練の他、地域住民、自主防災組織による初期消火訓練を実施する。この際、消火栓の使用が不可能となった場合等を想定し、自然水利等その他の水利を用いた消火にも留意する。</u></p> <p><u>ケ 要配慮者を対象とした訓練</u></p> <p><u>個別避難計画に基づく避難行動要支援者の避難、避難確保計画に基づく要配慮者利用施設の避難に係る訓練を実施する。この際、避難支援者の活動における安全確保に留意する。</u></p> <p><u>コ 遺体対応訓練</u></p> <p><u>最悪の場合を想定し、被災現場からの遺体の搬送、関係機関の連携による検視身元確認、御家族への説明、相談受け等の訓練を実施する。この際、外国人の被災を想定した多言語対応訓練と連携する。</u></p> <p><u>サ 多言語対応訓練</u></p> <p><u>社会のグローバル化を考慮し、外国人の住民、観光客、従業員等の避難、避難所での対応、保健・医療ケアの提供等に係る訓練を実施する。</u></p> <p><u>シ 施設復旧訓練</u></p> <p><u>ライフライン機能が途絶した場合を想定し、これらの施設の応急復旧訓練を実施する。</u></p> <p><u>ス 交通規制訓練</u></p> <p><u>緊急輸送を確保するための関係機関の連携、規制の周知等に係る訓練を実施する。</u></p>
<p>修正理由</p>	<p>○ 所要の改正</p> <p>○ 岩手県地震・津波被害想定調査に基づく修正</p>	

頁	現 計 画	修 正 案
2-2-8	<p style="text-align: center;"><b>第4節 避難対策計画</b></p> <p><b>第1 [略]</b></p> <p><b>第2 避難計画の作成</b></p> <p>1 市町村の避難計画</p> <p>○ 市町村は、「避難情報に関するガイドライン」を参考に<u>高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保（以下本編中「避難指示等」という。）</u>を住民等に周知し、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等を定める。</p> <p>○ 市町村は、強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地地震に関しては、住民等が避難の意識を喚起しない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、<u>避難指示等</u>の発令・伝達体制を整える。</p> <p>2 海岸線を有する市町村の津波避難計画</p> <p>○ 海岸線を有する市町村は、避難場所等として指定する施設の管理者その他関係機関等と協議のうえ、「岩手県津波避難計画策定指針（平成16年5月）」に基づき、次の事項を内容とした津波避難計画等を策定する。</p> <p>ア <u>津波浸水予想地域の設定（当該予想地域の設定に際しては、予想を超える可能性があることに留意し、住民の避難を軸とした避難計画とするよう配慮する。）</u></p> <p>イ、ウ [略]</p> <p>エ 避難場所、避難路等の指定・設定（特に、周囲に高台等がない地域では、堅固な高層建物の中・高層階や人工構造物を避難場所に利用するいわゆる津波避難ビル等の整備・指定も考慮する。）</p> <p>オ [略]</p> <p>カ <u>津波警報等の収集・伝達</u></p> <p>キ <u>避難指示等の発令</u></p> <p>ク <u>津波防災教育・啓発</u></p> <p>ケ <u>津波避難訓練の実施</u></p> <p>コ <u>その他の留意点</u></p> <p>○ 市町村は、津波避難計画を策定する場合においては、次の事項に留意するものとする。</p> <p>ア [略]</p> <p>イ <u>平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>第4節 避難対策計画</b></p> <p><b>第1 [略]</b></p> <p><b>第2 避難計画の作成</b></p> <p>1 市町村の避難計画</p> <p>○ 市町村は、「避難情報に関するガイドライン」を参考に<u>原則、避難指示を発令すること</u>を住民等に周知し、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等を定める。</p> <p>○ 市町村は、強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地地震、<u>火山噴火等による潮位変化</u>に関しては、住民等が避難の意識を喚起しない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、<u>避難指示</u>の発令・伝達体制を整える。</p> <p>2 海岸線を有する市町村の津波避難計画</p> <p>○ 海岸線を有する市町村は、避難場所等として指定する施設の管理者その他関係機関等と協議のうえ、<u>県の津波浸水想定</u>の設定を踏まえ、「岩手県津波避難計画策定指針（平成16年5月）」に基づき、次の事項を内容とした津波避難計画等を策定する。</p> <p>ア <u>津波浸水予想地域の設定</u></p> <p>イ、ウ [略]</p> <p>エ 避難場所等、避難路等の指定・設定（特に、周囲に高台等がない地域では、堅固な高層建物の中・高層階や人工構造物を避難場所に利用するいわゆる津波避難ビル等の整備・指定も考慮する。）</p> <p>オ [略]</p> <p>カ <u>避難誘導等に従事する者の安全の確保</u></p> <p>キ <u>津波情報等の収集・伝達</u></p> <p>ク <u>避難指示等の発令</u></p> <p>ケ <u>津波防災教育・啓発</u></p> <p>コ <u>津波避難訓練の実施</u></p> <p>サ <u>その他の留意点</u></p> <p>○ 市町村は、津波避難計画を策定する場合においては、次の事項に留意するものとする。</p> <p>ア [略]</p> <p>イ <u>津波防災地域づくりに関する法律</u>に基づ</p>

	<p><u>震による津波やその他の過去に発生した最大クラスの津波を想定した津波対策を構築すること。</u></p> <p>○ [略]</p> <p>3、4 [略]</p> <p>第3、4、5、6、7 [略]</p> <p>第8 津波に対する住民等の予防措置</p> <p>1 住民の予防措置</p> <p>○ 津波に対する正しい知識を身につける。</p> <p>ア、イ、ウ [略]</p> <p>エ 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震により津波が発生する可能性もある。</p> <p>オ、カ [略]</p> <p>○ 日頃から、津波に対する備えを怠らない。</p> <p>ア 避難場所、避難道路等を確認する。</p> <p>イ、ウ、エ、オ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 正しい情報を、テレビ、ラジオ、携帯電話、防災行政無線、広報車等を通じて入手する。</p> <p>○ 市町村の避難指示に従って行動する。</p>	<p><u>き、日本海溝・千島海溝沿いの最大クラスの断層モデルに加え、過去に県内で発生した最大クラスの津波を対象として、県が令和3年度に実施した津波浸水想定の設定を踏まえた津波対策を構築すること。</u></p> <p>○ [略]</p> <p>3、4 [略]</p> <p>第3、4、5、6、7 [略]</p> <p>第8 津波に対する住民等の予防措置</p> <p>1 住民の予防措置</p> <p>○ 津波に対する正しい知識を身につける。</p> <p>ア、イ、ウ [略]</p> <p>エ 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震、<u>火山噴火等による潮位変化</u>により津波が発生する可能性もある。</p> <p>オ、カ [略]</p> <p>○ 日頃から、津波に対する備えを怠らない。</p> <p>ア 避難場所、避難路等を確認する。</p> <p>イ、ウ、エ、オ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 正しい情報を、テレビ、ラジオ、携帯電話、防災行政無線、広報車、<u>赤と白の格子模様の旗(津波フラッグ)</u>等を通じて入手する。</p> <p>○ 市町村の避難指示に従って行動する。<u>(海浜部には津波注意報で避難指示が発令される。)</u></p>
<p>修正理由</p>	<p>○ 防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>○ 岩手県地震・津波被害想定調査に基づく修正</p> <p>○ 所要の修正</p>	

頁	現 計 画	修 正 案
2-2-12	<p style="text-align: center;"><b>第5節 要配慮者の安全確保計画</b></p> <p><b>第1 基本方針</b></p> <p>1 県は、市町村等の防災関係機関、要配慮者関係団体、介護保険事業者、社会福祉施設等及び地域住民等と協働して、要配慮者の安全確保を図るため、災害時の情報収集・伝達及び避難誘導等の体制づくりを支援する。</p> <p>特に、市町村に対しては、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を参考にした<u>避難行動要支援者の情報の収集及び防災関係機関への提供のための体制づくりの支援を行うとともに、その進捗状況等を確認する。</u></p> <p>2 市町村は、「<u>避難情報に関するガイドライン</u>」を参考に<u>高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保（以下本編中「避難指示等」という。）の判断・伝達マニュアル及び避難行動要支援者避難支援計画等を策定するとともに、実際に避難訓練等を行うなど、県等の防災関係機関、介護保険事業者、在宅医療提供者、社会福祉施設等及び地域住民等の協力を得ながら地域社会全体で要配慮者の安全確保を図る体制づくりを進める。</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>第5節 要配慮者の安全確保計画</b></p> <p><b>第1 基本方針</b></p> <p>1 県は、市町村等の防災関係機関、要配慮者関係団体、介護保険事業者、社会福祉施設等及び地域住民等と協働して、要配慮者の安全確保を図るため、災害時の情報収集・伝達及び避難誘導等の体制づくりを支援する。</p> <p>特に、市町村に対しては、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」<u>（令和3年5月改定）</u>を参考にした<u>避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成を進め、それらを活用して津波災害における避難支援を円滑に実施できる体制づくりの支援を行うとともに、その進捗状況等を確認する。</u></p> <p>2 市町村は、<u>要配慮者施設等への情報が確実に伝達されるよう、情報共有の仕組みと情報伝達体制を定めるとともに個別避難計画の作成に努める。また、実際に避難訓練等を行うなど、県等の防災関係機関、介護保険事業者、在宅医療提供者、社会福祉施設等及び地域住民等の協力を得ながら地域社会全体で要配慮者の安全確保を図る体制づくりを進める。</u></p>
修正理由	○ 所要の修正	

頁	現 計 画	修 正 案
2-2-21	<p style="text-align: center;"><b>第9節 交通施設安全確保計画</b></p> <p><b>第1、2</b> [略]</p> <p><b>第3 鉄道施設</b></p> <p>1 [略]</p> <p>2 防災業務施設・設備の整備</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 気象予報・警報の伝達、情報の収集、観測施設相互間の連絡等に必要な気象観測設備、通信連絡設備、警報装置等を整備する。</p> <p>3 [略]</p> <p><b>第4</b> [略]</p> <p><b>第5 空港施設</b></p> <p>○ 「<u>飛行場</u>における消火救難体制の整備基準」(平成17年9月7日付国空管第84号)により、花巻空港内における消防力を整備する。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第9節 交通施設安全確保計画</b></p> <p><b>第1、2</b> [略]</p> <p><b>第3 鉄道施設</b></p> <p>1 [略]</p> <p>2 防災業務施設・設備の整備</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 気象予報・警報<u>等</u>の伝達、情報の収集、観測施設相互間の連絡等に必要な気象観測設備、通信連絡設備、警報装置等を整備する。</p> <p>3 [略]</p> <p><b>第4</b> [略]</p> <p><b>第5 空港施設</b></p> <p>○ 「<u>空港等</u>における消火救難体制の整備基準」(平成17年9月7日付国空管第84号)により、花巻空港内における消防力を整備する。</p>
修正理由	<p>○ 防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>○ 所要の修正</p>	

頁	現 計 画	修 正 案																																																								
2-3-1	<p style="text-align: center;"><b>第1節 活動体制計画</b></p> <p><b>第1 基本方針</b></p> <p>1 県、市町村その他の防災関係機関は、地震による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、災害応急対応が困難になる事象をいう。）の発生可能性も認識し、各自の行うべき災害応急対策が迅速かつ的確に行われるよう、あらかじめ、その組織体制及び動員体制について、計画を定める。</p> <p>2、3、4、5、6、7、8 [略]</p> <p><b>第2 県の活動体制</b></p> <p>[略]</p> <p>1 災害警戒本部</p> <p>○ [略]</p> <p>(1)、(2) [略]</p> <p>(3) 分掌事務</p> <p>○ 災害警戒本部の分掌事務は次のとおりである。</p> <p>ア 地震、津波に関する予報・警報等の受領及び関係機関への伝達</p> <p>イ、ウ、エ [略]</p> <p>(4) 関係各課の防災活動</p> <p>○ 災害警戒本部の設置と並行して、関係各課においては、次の防災活動を実施する。</p> <table border="1" data-bbox="256 1379 839 2056"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課等</th> <th>出先機関</th> <th>担当内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">農林水産部</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>森林保全課</td> <td>広域振興局農政(林)部等</td> <td>治山施設被害情報の収集</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">県土整備部</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>広域振興局土木部等</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	部	課等	出先機関	担当内容	[略]	[略]	[略]	[略]	農林水産部	[略]	[略]	[略]	森林保全課	広域振興局農政(林)部等	治山施設被害情報の収集	[略]	[略]	[略]	県土整備部	[略]	[略]	[略]	[略]	広域振興局土木部等	[略]	[略]	[略]	[略]	<p style="text-align: center;"><b>第1節 活動体制計画</b></p> <p><b>第1 基本方針</b></p> <p>1 県、市町村その他の防災関係機関は、地震による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、<u>それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象をいう。</u>）の発生可能性も認識し、各自の行うべき災害応急対策が迅速かつ的確に行われるよう、あらかじめ、その組織体制及び動員体制について、計画を定める。</p> <p>2、3、4、5、6、7、8 [略]</p> <p><b>第2 県の活動体制</b></p> <p>[略]</p> <p>1 災害警戒本部</p> <p>○ [略]</p> <p>(1)、(2) [略]</p> <p>(3) 分掌事務</p> <p>○ 災害警戒本部の分掌事務は次のとおりである。</p> <p>ア <u>地震及び津波</u>に関する予報・警報等の受領及び関係機関への伝達</p> <p>イ、ウ、エ [略]</p> <p>(4) 関係各課の防災活動</p> <p>○ 災害警戒本部の設置と並行して、関係各課においては、次の防災活動を実施する。</p> <table border="1" data-bbox="865 1379 1455 2056"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課等</th> <th>出先機関</th> <th>担当内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">農林水産部</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>森林保全課</td> <td>広域振興局農政(林)部等</td> <td>治山・林道施設被害情報の収集</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">県土整備部</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td><u>河川課</u></td> <td>広域振興局土木部等</td> <td><u>県管理河川・国土交通省所管海岸保全施設の被害情報の収集</u></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	部	課等	出先機関	担当内容	[略]	[略]	[略]	[略]	農林水産部	[略]	[略]	[略]	森林保全課	広域振興局農政(林)部等	治山・林道施設被害情報の収集	[略]	[略]	[略]	県土整備部	[略]	[略]	[略]	<u>河川課</u>	広域振興局土木部等	<u>県管理河川・国土交通省所管海岸保全施設の被害情報の収集</u>	[略]	[略]	[略]
部	課等	出先機関	担当内容																																																							
[略]	[略]	[略]	[略]																																																							
農林水産部	[略]	[略]	[略]																																																							
	森林保全課	広域振興局農政(林)部等	治山施設被害情報の収集																																																							
	[略]	[略]	[略]																																																							
県土整備部	[略]	[略]	[略]																																																							
	[略]	広域振興局土木部等	[略]																																																							
	[略]	[略]	[略]																																																							
部	課等	出先機関	担当内容																																																							
[略]	[略]	[略]	[略]																																																							
農林水産部	[略]	[略]	[略]																																																							
	森林保全課	広域振興局農政(林)部等	治山・林道施設被害情報の収集																																																							
	[略]	[略]	[略]																																																							
県土整備部	[略]	[略]	[略]																																																							
	<u>河川課</u>	広域振興局土木部等	<u>県管理河川・国土交通省所管海岸保全施設の被害情報の収集</u>																																																							
	[略]	[略]	[略]																																																							

	港湾課		港湾施設被害情報の収集
	[略]		[略]
	[略]	[略]	[略]
警察本部	警備課	警察署	1 地震、津波に関する気象予報・警報等の伝達 2、3、4 [略]

	港湾空 港課		港湾施設被害情報の収集
	[略]		[略]
	[略]	[略]	[略]
警察本部	警備課	警察署	1 地震及び津波に関する予報・警報等の伝達 2、3、4 [略]

[略]

(5) 廃止基準等

- 災害警戒本部は、県内で震度 4 を観測した場合等において、本部長が、災害発生のおそれなくなったと認めるときに廃止する。

2 災害特別警戒本部

○ [略]

(1)、(2) [略]

(3) 分掌事務

- 災害特別警戒本部の分掌事務は次のとおりである。

ア 地震、津波に関する予報・警報等の受領及び関係機関への伝達

イ、ウ、エ、オ [略]

(4)、(5) [略]

3 災害対策本部

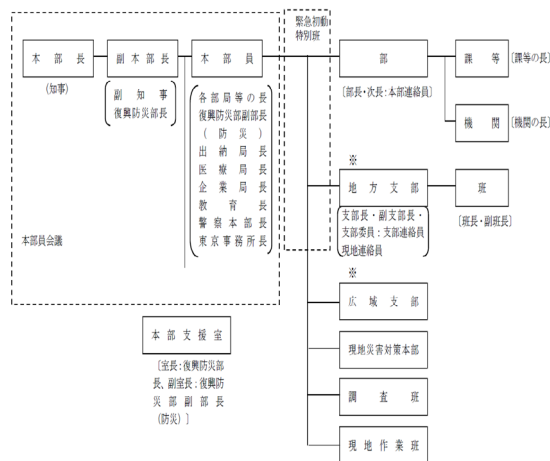
○ [略]

○ [略]

(1)

(2) 組織

- 災害対策本部の組織は、次のとおりである。



[略]

(5) 廃止基準等

- 災害警戒本部は、県内で震度 4 又は震度 5 弱を観測した場合等において、本部長が、災害発生のおそれなくなったと認めるときに廃止する。

2 災害特別警戒本部

○ [略]

(1)、(2) [略]

(3) 分掌事務

- 災害特別警戒本部の分掌事務は次のとおりである。

ア 地震及び津波に関する予報・警報等の受領及び関係機関への伝達

イ、ウ、エ、オ [略]

(4)、(5) [略]

3 災害対策本部

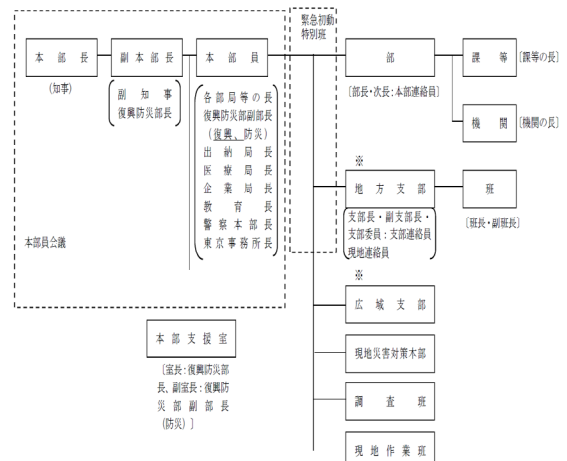
○ [略]

○ [略]

(1) [略]

(2) 組織

- 災害対策本部の組織は、次のとおりである。



	[略]		[略]																																
	(3) 分掌事務		(3) 分掌事務																																
	○ [略]		○ [略]																																
	○ [略]		○ [略]																																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>活動項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害発</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>生前</td> <td>1 事前の情報収集、連絡調整</td> <td>(1) 震度及び潮位の状況の把握及び分析 (2) 地震及び津波に関する予報・警報の迅速な伝達 (3) 盛岡地方気象台、広域振興局、市町村その他の防災関係機関との連絡、配備体制及び予防対策の事前打合せ及び警戒体制の強化</td> </tr> <tr> <td></td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>		区分		活動項目	災害発	[略]	[略]	生前	1 事前の情報収集、連絡調整	(1) 震度及び潮位の状況の把握及び分析 (2) 地震及び津波に関する予報・警報の迅速な伝達 (3) 盛岡地方気象台、広域振興局、市町村その他の防災関係機関との連絡、配備体制及び予防対策の事前打合せ及び警戒体制の強化		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>活動項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害発</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>生前</td> <td>1 事前の情報収集、連絡調整</td> <td>(1) 震度及び潮位の状況の把握及び分析 (2) 地震及び津波に関する予報・警報等の迅速な伝達 (3) 盛岡地方気象台、広域振興局、市町村その他の防災関係機関との連絡、配備体制及び予防対策の事前打合せ及び警戒体制の強化</td> </tr> <tr> <td></td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>		区分		活動項目	災害発	[略]	[略]	生前	1 事前の情報収集、連絡調整	(1) 震度及び潮位の状況の把握及び分析 (2) 地震及び津波に関する予報・警報等の迅速な伝達 (3) 盛岡地方気象台、広域振興局、市町村その他の防災関係機関との連絡、配備体制及び予防対策の事前打合せ及び警戒体制の強化		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
区分		活動項目																																	
災害発	[略]	[略]																																	
生前	1 事前の情報収集、連絡調整	(1) 震度及び潮位の状況の把握及び分析 (2) 地震及び津波に関する予報・警報の迅速な伝達 (3) 盛岡地方気象台、広域振興局、市町村その他の防災関係機関との連絡、配備体制及び予防対策の事前打合せ及び警戒体制の強化																																	
	[略]	[略]																																	
[略]	[略]	[略]																																	
区分		活動項目																																	
災害発	[略]	[略]																																	
生前	1 事前の情報収集、連絡調整	(1) 震度及び潮位の状況の把握及び分析 (2) 地震及び津波に関する予報・警報等の迅速な伝達 (3) 盛岡地方気象台、広域振興局、市町村その他の防災関係機関との連絡、配備体制及び予防対策の事前打合せ及び警戒体制の強化																																	
	[略]	[略]																																	
[略]	[略]	[略]																																	
修正理由	○ 表記の適正化																																		



頁	現 計 画	修 正 案																																																				
2-3-16	<p align="center"><b>第2節 津波警報・地震情報等の伝達計画</b></p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <table border="1" data-bbox="256 349 839 669"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>活動の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>東北地方整備局 (岩手河川国道事務所) (三陸国道事務所) (南三陸国道事務所)</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3 実施要領</p> <p>1 津波警報等の種類及び伝達</p> <p>(1) 地震動の警報及び地震情報の種類</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 地震情報の種類と内容</p> <table border="1" data-bbox="256 896 839 2103"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>発表基準</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>各地の震度に関する情報</td> <td>・震度 1以上</td> <td>震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。</td> </tr> <tr> <td>推計震度分布図</td> <td>・震度 5弱以上</td> <td>観測した各地の震度データをもとに、<u>1km</u>四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>長周期地震動に関する観測</td> <td>・震度 3以上</td> <td>高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、地域</td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	活動の内容	[略]	[略]	東北地方整備局 (岩手河川国道事務所) (三陸国道事務所) (南三陸国道事務所)	[略]	[略]	[略]	種類	発表基準	内容	[略]	[略]	[略]	各地の震度に関する情報	・震度 1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。	推計震度分布図	・震度 5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、 <u>1km</u> 四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。	[略]	[略]	[略]	長周期地震動に関する観測	・震度 3以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、地域	<p align="center"><b>第2節 津波警報・地震情報等の伝達計画</b></p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <table border="1" data-bbox="865 349 1447 669"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>活動の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>東北地方整備局 (岩手河川国道事務所) (三陸国道事務所) (南三陸沿岸国道事務所)</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3 実施要領</p> <p>1 津波警報等の種類及び伝達</p> <p>(1) 地震動の警報及び地震情報の種類</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 地震情報の種類と内容</p> <table border="1" data-bbox="865 896 1447 2103"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>発表基準</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>各地の震度に関する情報</td> <td>・震度 1以上</td> <td>震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。 <u>地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報(地震回数に関する情報)」で発表。</u></td> </tr> <tr> <td>推計震度分布図</td> <td>・震度 5弱以上</td> <td>観測した各地の震度データをもとに、<u>250m</u>四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>長周期地震動に関する観測</td> <td>・震度 3以上</td> <td>高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、</td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	活動の内容	[略]	[略]	東北地方整備局 (岩手河川国道事務所) (三陸国道事務所) (南三陸沿岸国道事務所)	[略]	[略]	[略]	種類	発表基準	内容	[略]	[略]	[略]	各地の震度に関する情報	・震度 1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。 <u>地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報(地震回数に関する情報)」で発表。</u>	推計震度分布図	・震度 5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、 <u>250m</u> 四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。	[略]	[略]	[略]	長周期地震動に関する観測	・震度 3以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、
	実施機関	活動の内容																																																				
	[略]	[略]																																																				
	東北地方整備局 (岩手河川国道事務所) (三陸国道事務所) (南三陸国道事務所)	[略]																																																				
	[略]	[略]																																																				
	種類	発表基準	内容																																																			
[略]	[略]	[略]																																																				
各地の震度に関する情報	・震度 1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。																																																				
推計震度分布図	・震度 5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、 <u>1km</u> 四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。																																																				
[略]	[略]	[略]																																																				
長周期地震動に関する観測	・震度 3以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、地域																																																				
実施機関	活動の内容																																																					
[略]	[略]																																																					
東北地方整備局 (岩手河川国道事務所) (三陸国道事務所) (南三陸沿岸国道事務所)	[略]																																																					
[略]	[略]																																																					
種類	発表基準	内容																																																				
[略]	[略]	[略]																																																				
各地の震度に関する情報	・震度 1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。 <u>地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報(地震回数に関する情報)」で発表。</u>																																																				
推計震度分布図	・震度 5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、 <u>250m</u> 四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。																																																				
[略]	[略]	[略]																																																				
長周期地震動に関する観測	・震度 3以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、																																																				

<p>情報</p>		<p>ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約 <u>20～30</u> 分後に気象庁ホームページ上に掲載）。</p>	<p>情報</p>		<p>地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約 <u>10</u> 分後に気象庁ホームページ上に掲載）。</p>
<p>[略]</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>
<p>ウ [略]  (2)、(3)、(4)、(5)、(6) [略]  (7) 市町村の措置  ○ [略]  ○ [略]  ○ [略]  ○ [略]  ○ [略]  ○ 津波警報等の広報は、おおむね、次の方法による。</p>			<p>ウ [略]  (2)、(3)、(4)、(5)、(6) [略]  (7) 市町村の措置  ○ [略]  ○ [略]  ○ [略]  ○ [略]  ○ [略]  ○ 津波警報等の広報は、おおむね、次の方法による。</p>		
<p>ア 市町村防 災行政無線  イ 有線放送  ウ CATV  エ 電話</p> <p>オ 携帯端末の緊急速報メール機能  カ ソーシャルメディア  キ 広報車</p> <p>ク サイレン及び警鐘  ケ 自主防災組織等の広報活動</p>			<p>ア 市町村防 災行政無線  イ 有線放送  ウ CATV  エ 電話</p> <p>オ 携帯端末の緊急速報メール機能  カ ソーシャルメディア  キ 広報車</p> <p>ク サイレン及び警鐘  ケ 自主防災組織等の広報活動  コ <u>津波フラッグ</u></p>		
<p>修正理由</p>	<p>○ 表記の適正化  ○ 所要の修正</p>				

頁	現 計 画	修 正 案				
2-3-32	<b>第5節 広聴広報計画</b>  第1 [略] 第2 実施機関（責任者）	<b>第5節 広聴広報計画</b>  第1 [略] 第2 実施機関（責任者）				
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="width: 50%;">実施機関</th> <th style="width: 50%;">広報広聴活動の内容</th> </tr> </table>	実施機関	広報広聴活動の内容	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="width: 50%;">実施機関</th> <th style="width: 50%;">広報広聴活動の内容</th> </tr> </table>	実施機関	広報広聴活動の内容
	実施機関	広報広聴活動の内容				
	実施機関	広報広聴活動の内容				
	[略]	[略]				
	東北地方整備局 〔岩手河川国道事務所〕 〔三陸国道事務所〕 〔南三陸国道事務所〕 〔北上川ダム統合管理事務所〕	東北地方整備局 〔岩手河川国道事務所〕 〔三陸国道事務所〕 〔南三陸沿岸国道事務所〕 〔北上川ダム統合管理事務所〕				
東日本電信電話(株)岩手支店 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) (株)NTTドコモ KDDI(株) ソフトバンク(株)	東日本電信電話(株)岩手支店 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) (株)NTTドコモ KDDI(株) ソフトバンク(株) 楽天モバイル(株)					
[略]	[略]					
修正理由	<input type="radio"/> 県防災会議条例改正に伴う修正 <input type="radio"/> 表記の適正化					

頁	現 計 画	修 正 案
2-3-35	<p style="text-align: center;"><b>第6節 交通確保・輸送計画</b></p> <p><b>第1 基本方針</b></p> <p>1、2、3 [略]</p> <p>4 緊急輸送の実施に当たっては、陸上輸送、海上輸送及び航空輸送の有機的な連携を十分考慮する。</p> <p><b>第2、3 [略]</b></p> <p><b>第4 緊急輸送</b></p> <p>1、2 [略]</p> <p>3 海上輸送</p> <p><u>【本編・第3章・第6節・第4・3 参照】</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>第6節 交通確保・輸送計画</b></p> <p><b>第1 基本方針</b></p> <p>1、2、3 [略]</p> <p>4 緊急輸送の実施に当たっては、陸上輸送、海上輸送及び航空輸送の有機的な連携を十分考慮する。</p> <p>5 <u>県及び市町村は、防災関係機関による災害応急対策を支援するため、防災拠点等、緊急輸送道路及びヘリポート等の確保を図るとともに、これらの管理者との情報共有に努める。</u></p> <p>6 <u>災害時も含めた安定的な輸送を確保するため、国土交通省は物流上、重要な道路輸送網を「重要物流道路」として指定し、機能強化、重点支援を実施する。また、大規模災害時の航路啓開や港湾機能の回復により海上輸送路を確保する。</u></p> <p><b>第2、3 [略]</b></p> <p><b>第4 緊急輸送</b></p> <p>1、2 [略]</p> <p>3 海上輸送</p> <p>(1) <u>海上輸送の実施</u></p> <p style="margin-left: 20px;">○ <u>次に掲げる事態が発生した場合は、海上輸送を実施する。</u></p> <p style="margin-left: 40px;">ア <u>陸上輸送が途絶したとき</u></p> <p style="margin-left: 40px;">イ <u>陸上輸送のみでは、必要な物資等の輸送が十分でないとき</u></p> <p>(2) <u>船舶の確保</u></p> <p style="margin-left: 20px;">○ <u>県本部長は、船舶による緊急輸送が必要と認めた場合は、東北運輸局長又は岩手運輸支局長に対し、船舶の供給を要請する。</u></p> <p style="margin-left: 20px;">○ <u>供給の要請は、次の事項を明示して、県本部長（復興防災部防災課）を通じて行う。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 20px;"> <p>ア <u>要請理由</u></p> <p>イ <u>輸送貨物の所在地</u></p> <p>ウ <u>輸送貨物の内容、数量</u></p> <p>エ <u>輸送先</u></p> <p>オ <u>輸送日時</u></p> <p>カ <u>荷送人</u></p> <p>キ <u>荷受人</u></p> <p>ク <u>経費支弁の方法</u></p> <p>ケ <u>その他参考事項</u></p> </div> <p style="margin-left: 20px;">○ <u>東北運輸局長は、関係団体又は関係事業</u></p>

者等に海上輸送の協力要請を行う。

○ 県本部長は、船舶を確保するため、必要に応じて、県漁業協同組合連合会等の長に対して、漁船のあっせんを要請する。

○ 県本部における漁船のあっせん事務は、復興防災部防災課が手続事務を担当し、農林水産部水産振興課が県漁業協同組合連合会等との必要な連絡事務を担当する。

○ 県本部長は、海上における緊急輸送を確保するため、必要に応じて、東北内航海運組合の長に海上輸送を要請し、その協力を得る。

○ 海上輸送の要請は、次の事項を明示して県本部（復興防災部防災課）を通じて行う。

ア 輸送物資の内容、数量

イ 輸送活動期間

ウ 輸送区間

### (3) 港湾機能の回復

○ 港湾管理者は、地震・津波の危険がなくなった後早急に港湾施設の被災状況を確認し、関係機関の協力を得て機能の回復に努める。

○ 県は国土交通省と連携し緊急輸送拠点として重要度の高い港湾から早急に復旧作業を行い、緊急物資輸送をはじめ物流機能の確保を図る。

### (4) 航路の啓開

○ 県は国土交通省や関係機関の協力により重要度の高い港湾から、港湾内の船の航行に支障を来す瓦礫等の有無及び水深調査、測量を実施して航路を啓開する。

○ 県は国土交通省や第二管区海上保安本部と連携し、使用できる港湾、航路に関する情報を提供する。

### (5) 輸送の連絡

○ 県本部長は、市町村本部長及び利用する港湾管理者に対し、荷送人、荷受人、港湾到着日時、輸送貨物の内容・数量等を連絡する。

○ 県本部長は、調達・あっせんの要請によらずに支援物資等を県本部長に海上輸送する荷送人に対しては、荷送人、荷受人、到着日時、輸送貨物の内容・数量等を県本部長に対して連絡するよう協力を求める。

### (6) 巡視船艇の出動又は派遣

		<p>○ 県本部長は、緊急輸送を必要とする場合において、船舶を確保するいとまがないときは、第二管区海上保安本部長に対して、巡視船艇の出動又は派遣を要請する。</p> <p>○ 出動等の要請は、次の事項を明示して、海上保安部署、あるいは県本部（復興防災部防災課）を通じて行う。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>ア 申請の理由</p> <p>イ 輸送貨物の所在地</p> <p>ウ 輸送貨物の内容、数量</p> <p>エ 輸送先</p> <p>オ 輸送日時</p> <p>カ 荷送人</p> <p>キ 荷受人</p> <p>ク その他参考事項</p> </div>
修正理由	○ 所要の改正	

頁	現 計 画	修 正 案
2-3-47	<p style="text-align: center;"><b>第 14 節 災害救助法の適用計画</b></p> <p><b>第1、第2 [略]</b></p> <p><b>第 3 実施要領</b></p> <p>1、2 [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 県本部長の措置</p> <p>○ 県本部長は、市町村本部長から被害報告を受けたときは、その内容を検討するものとし、必要と認めた場合は、所轄地方支部福祉環境班長若しくは最寄りの地方支部福祉環境班長又は保健福祉部地域福祉課に対し、現地調査を命じる。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第 14 節 災害救助法の適用計画</b></p> <p><b>第1、第2 [略]</b></p> <p><b>第 3 実施要領</b></p> <p>1、2 [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 県本部長の措置</p> <p>○ 県本部長は、市町村本部長から被害報告を受けたときは、その内容を検討するものとし、必要と認めた場合は、所轄地方支部福祉環境班長若しくは最寄りの地方支部福祉環境班長又は復興防災部復興くらし再建課総括課長に対し、現地調査を命じる。</p>
修正理由	○ 所要の修正	

頁	現 計 画	修 正 案
2-3-49	<p style="text-align: center;"><b>第15節 避難・救出計画</b></p> <p><b>第1 基本方針</b></p> <p>1 震災発生時において、住民等の生命、身体の安全を確保するため、迅速かつ的確に避難指示等を行うとともに、<u>避難支援従事者</u>の安全を確保しながら、避難誘導を行う。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第15節 避難・救出計画</b></p> <p><b>第1 基本方針</b></p> <p>1 震災発生時において、住民等の生命、身体の安全を確保するため、迅速かつ的確に避難指示等を行うとともに、<u>避難支援等関係者</u>の安全を確保しながら、避難誘導を行う。</p>
修正理由	<p>○ 県防災会議条例改正に伴う修正</p> <p>○ 表記の適正化</p>	



頁	現 計 画	修 正 案
2-5-1	<p style="text-align: center;"><b>第1節 総則</b></p> <p><b>第1 推進計画の目的</b></p> <p>この計画は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成16年法律第27号。以下「法」という。)第6条第1項の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域(以下「推進地域」という。)について、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る防災訓練に関する事項、その他日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災上重要な対策に関する事項を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。</p> <p><b>第2 推進地域</b></p> <p>法第3条の規定に基づき指定された本県の推進地域の区域は、次のとおりである。</p> <p>(平成18年4月3日内閣府告示第58号)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>宮古市、大船渡市、久慈市、陸前高田市、釜石市、上閉伊郡大槌町、下閉伊郡山田町、同郡岩泉町、同郡田野畑村、同郡普代村、九戸郡野田村、同郡洋野町の区域</p> </div>	<p style="text-align: center;"><b>第1節 総則</b></p> <p><b>第1 推進計画の目的</b></p> <p>この計画は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成16年法律第27号。以下「法」という。)第5条第2項の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域(以下「推進地域」という。)について、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難及び迅速な救助の確保に関する事項、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る防災訓練に関する事項、その他日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災上重要な対策に関する事項を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。</p> <p><b>第2 推進地域</b></p> <p>法第3条の規定に基づき指定された本県の推進地域の区域は、次のとおりである。</p> <p>(令和4年10月3日内閣府告示第99号)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>盛岡市、宮古市、大船渡市、花巻市、北上市、久慈市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、紫波郡紫波町、同群矢巾町、胆沢郡金ヶ崎町、西磐井郡平泉町、気仙郡住田町、上閉伊郡大槌町、下閉伊郡山田町、同郡岩泉町、同郡田野畑村、同郡普代村、九戸郡野田村、同郡洋野町の区域</p> </div> <p><b>第2の2 特別強化地域</b></p> <p>法第9条の規定に基づき指定された本県の特別強化地域の区域は、次のとおりである。</p> <p>(令和4年10月3日内閣府告示第100号)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>宮古市、大船渡市、久慈市、陸前高田市、釜石市、上閉伊郡大槌町、下閉伊郡山田町、同郡岩泉町、同郡田野畑村、同郡普代村、九戸郡野田村、同郡洋野町の区域</p> </div>
修正理由	<p>○ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画修正に伴う修正</p>	

頁	現 計 画	修 正 案
2-5-2	<p style="text-align: center;"><b>第2節 災害対策本部等の設置等</b></p> <p><b>第1 災害対策本部等の設置</b></p> <p>県は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震又は当該地震と判定されうる規模の地震（以下「地震」という。）による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その所掌事務に係る災害応急対策を実施するため、岩手県災害警戒本部又は岩手県災害対策本部及び必要に応じて現地災害対策本部（以下「災害対策本部等」という。）を設置し、的確かつ円滑にこれを運営するものとする。</p> <p><b>第2 災害対策本部等の組織及び運営</b></p> <p>災害対策本部等の組織及び運営は、災害対策基本法、岩手県災害対策本部条例（資料編5-3）及び岩手県災害対策本部規程（資料編5-7）に定めるところによるものとし、その活動体制計画については、第3章第1節「活動体制計画」に定めるところによる。</p> <p><b>第3 県の職員の動員配備体制</b></p> <p>通常交通機関の利用ができない事情等の発生の可能性を勘案するとともに、各配備体制の対象となる職員は、県内で震度5強以上を観測し、又は津波警報若しくは大津波警報が発表された場合においては、地震発生後の情報等の収集に積極的に努めるとともに、配備指令を待たずに、直ちに所属公所等に参集することとする。</p> <p>なお、配備体制、動員の方法及び参集場所等の職員の参集計画は、第3章第1節「活動体制計画」に定めるところによる。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第2節 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項</b></p> <p>地震上緊急に整備すべき施設等の整備計画については、地震防災対策特別措置法に基づく「地震防災緊急事業五箇年計画」に定めるところによる。</p>
修正理由	○ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画修正に伴う修正	

頁	現 計 画	修 正 案
2-5-3	<p style="text-align: center;"><b>第3節 地震発生時の応急対策等</b></p> <p><b>第1 地震発生時の応急対策</b></p> <p>1 情報の収集・伝達</p> <p>(1) 情報の収集・伝達</p> <p>情報の収集・伝達における役割並びに地震・津波や被害情報の収集・伝達については、第3章第4節「情報の収集・伝達計画」に定めるところによるが、地震により広域かつ甚大な被害が発生するおそれがあるため、下記について留意する。</p> <p>ア 県・市町村その他の防災関係機関は、災害の状況及びこれに対してとられた措置に関する情報を収集することとする。その際、当該地震が、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害となる可能性を考慮し、その規模を把握するための情報を収集するよう留意するとともに、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速な当該情報の報告に努めることとする。</p> <p>イ 指定公共機関、指定地方行政機関は、災害情報を収集することとする。その際、当該災害が国の総合的な災害対策を実施する必要がある大規模災害であると認められるときは、特にその規模の把握のため必要な情報の収集に努めることとする。</p> <p>(2) 避難のための指示</p> <p>第3章第15節「避難・救出計画」に定めるところによる。</p> <p>(3) 避難方法・避難誘導等</p> <p>第3章第15節「避難・救出計画」に定めるところによる。</p> <p>2 施設の緊急点検・巡視等</p> <p>県・市町村は、通信施設、水門等の津波防災施設、公共施設等、特に防災活動の拠点となる公共施設等及び避難場所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該施設の被災状況等の把握に努めるものとする。</p> <p>その活動については、第3章第1節「活動体制計画」、同章第9節「津波・浸水対策計画」に定めるところによる。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第3節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項</b></p> <p><b>第1 津波からの防護</b></p> <p>(1) 河川、海岸管理者は、津波被害のおそれのある地域において、水門等の遠隔操作化、防潮堤・堤防の補強等必要な施設整備を推進することとし、その整備方針及び計画は第2章第12節「津波災害予防計画」に定めるところによる。</p> <p>(2) 河川、海岸管理者は、河川・海岸水門管理要綱等により、津波発生時の迅速な対応が可能となるよう定期的な施設の点検や門扉等閉鎖体制の確認等、施設管理の徹底を行うこととする。</p> <p>(3) 河川、海岸管理者は、地震が発生し津波による被害が生じる恐れのある場合は、河川・海岸水門管理要綱等により、水門及び閘門を閉鎖するものとする。また、内水排除施設等は、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておくものとする。</p> <p>(4) 県・市町村は、津波により孤立が懸念される地域の港湾、漁港等の整備を行うこととし、その整備方針及び計画については、第2章第7節「防災施設等整備計画」、同第12節「津波災害予防計画」に定めるところによる。</p> <p>(5) 県・市町村は、津波警報等の住民等への迅速な伝達を行うため、避難計画の策定や防災行政無線の整備等を行うこととし、その整備等の方針及び計画については、第2章第4節「避難対策計画」、同章第3節の2「通信確保計画」に定めるところによる。</p> <p><b>第2 津波に関する情報の伝達等</b></p> <p>津波に関する情報の伝達に係る関係者の連絡体制は次のとおり。</p> <p>1 県内部及び関係機関相互間の伝達体制、防災関係機関、地域住民等に対する伝達体制及び船舶に対する伝達体制</p> <p>第3章第2節「津波警報・地震情報等の伝達計画」に定めるところによる。</p> <p>2 管轄区域内の被害状況の情報収集体制</p> <p>第3章第4節「情報の収集・伝達計画」に定</p>

<p>3 二次災害の防止</p> <p>県・市町村は、地震による危険物施設等における二次災害防止のため、必要に応じた施設の点検・応急措置、関係機関との相互協力等を実施する。</p> <p>また、県は、土砂災害の防止や倒壊物の飛散による被害の防止、ライフライン復旧時における火災警戒等について、市町村へ指示するものとする。</p> <p>4 救助・救急・消火・医療活動</p> <p>県・市町村及び関係機関は、地震により広域かつ甚大な被害が発生するおそれがあることを考慮し、国、地方公共団体等と連携し活動を行うこととする。</p> <p>その活動については、第3章第8節「消防活動計画」、第16節「医療・保健計画」に定めるところによる。</p> <p>5 物資調達</p> <p>物資調達については、第3章第17節「食料・生活必需品等供給計画」に定めるところによるが、次の事項にも配慮する。</p> <p>(1) 県は、発災後適切な時期において、県が所有する公的備蓄量及び企業との協定等により調達可能な流通備蓄量等について、主な品目別に確認するものとする。</p> <p>(2) 県は、県内市町村における備蓄量について、(1)と同様に把握し、必要に応じ市町村間のあわせん調整を実施する。</p> <p>(3) 県は、(1)、(2)により把握した数量及び市町村間の調整結果等を踏まえ、被災の状況を勘案し、県内で不足する物資の数量について把握し、必要に応じ、国に対して調達、供給の要請を行う。</p> <p>6 輸送活動</p> <p>県・市町村その他の防災関係機関は、地震により広域かつ甚大な被害が発生するおそれがあることを考慮し、国、地方公共団体等と連携し活動を行うこととする。</p> <p>その活動については、第3章第6節「交通確保・輸送計画」に定めるところによる。</p> <p>7 保健衛生・感染症予防活動</p> <p>県・市町村及び関係機関は、地震により広域かつ甚大な被害が発生するおそれがあることを考慮し、国、地方公共団体等と連携し活動を行うこととする。</p>	<p>めるところによる。</p> <p>3 防災行政無線の整備等</p> <p>第2章第3節の2「通信確保計画」に定めるところによる。</p> <p><b>第3 地域住民等の避難行動等</b></p> <p>県は、市町村等と協力し、避難対象地域内の住民等が、津波襲来時に的確な避難を行うことができるよう、次のとおり取り組むこととする。</p> <p>1 避難対象地域</p> <p>避難情報に関するガイドラインを参考に市町村が定める。</p> <p>2 避難方法</p> <p>第3章第15節「避難・救出計画」に定めるところによる。</p> <p>3 避難経路の除雪・防雪・凍結防止対策</p> <p>第3章第14節「雪害予防計画」に定めるところによる。</p> <p>4 住民等の備え</p> <p>避難対象地域内の住民等は、避難場所、避難経路、避難方法、家族との連絡方法等を平常時から確認しておき、津波が襲来した場合の備えに万全を期するよう努めるべきものとする。</p> <p>5 高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）のうち、自ら避難することが困難な者であってその円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）の避難支援等は第2章第5節「要配慮者の安全確保計画」に定めるところによる。</p> <p>6 外国人、出張者及び旅行者等の避難誘導等</p> <p>第3章第15節「避難・救出計画」に定めるところによる。</p> <p><b>第4 避難場所及び避難所の運営・安全確保</b></p> <p>県は、市町村と協力し、避難場所及び避難所の運営・安全確保について第2章第4節「避難対策計画」、第3章第15節「避難・救出計画」に基づき取り組むこととする。</p> <p><b>第5 意識の普及・啓発</b></p> <p>県は、地域住民等が、「自らの命は自らが守る」という早期避難への意識を持ち、その意識を持続的に共有し、津波襲来時に円滑かつ迅速な避難を行うことができるよう、必要に応じて積雪寒冷地特有の課題に配慮された内容により、ハザードマップや津波避難計画策定指針を作成・変更し、第2章第5節「避難対策計画」に定めるところによる。</p>
---	--

その活動については、第3章第16節「医療・保健計画」及び第21節「感染症予防計画」に定めるところによる。

## 第2 資機材、人員等の配備手配

### 1 物資等の調達手配

県は、県内の市町村等における必要な物資、資機材（以下「物資等」という。）の確保状況を把握し、市町村等から当該物資等の供給の要請があった場合等で、必要やむを得ないと認めた場合は、当該物資等の供給体制の確保を図るため県が保有する物資等の放出等の措置及び必要に応じて市町村間のあっせん等の措置をとるものとする。

その活動については、第2章第7節「防災施設等整備計画」、第3章第10節「相互応援協力計画」に定めるところによる。

### 2 人員の配備

県は、管内の市町村等における人員の配備状況を把握し、必要に応じて、市町村等への人員派遣等、広域的な措置をとるものとする。

その活動については、第3章第10節「県、市町村等応援協力計画」に定めるところによる。

### 3 災害応急対策に必要な資機材及び人員の配置

(1) 防災関係機関は、地震が発生した場合において、岩手県地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行うものとする。

(2) 機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

## 第3 他機関に対する応援要請

### 1 他の都道府県への応援要請

第3章第10節「県、市町村等応援協力計画」に定めるところによる。

### 2 自衛隊の派遣要請

第3章第11節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところによる。

### 3 消防庁・警察庁等との連絡体制の確保

県は、災害が発生し、他の都道府県からの緊急消防援助隊、警察の広域緊急援助隊を受入れることとなった場合に備え、消防庁、代表消防機関及び警察庁と連絡体制を確保し、活動拠点の確保等受け入れ体制を確保するよう努めるものとする。

その活動については、第3章第7節「公安警

り周知を行う。

## 第6 消防機関等の活動

### 1 市町村の措置

市町村は、第3章第8節「消防活動計画」、第9節「津波・浸水対策計画」に基づき、消防機関及び水防団が津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点としてその対策を定めるものとする。

- (1) 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
- (2) 津波からの避難誘導
- (3) 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する支援
- (4) 津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立
- (5) 所管区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡通知
- (6) 水門、開門及び防潮扉の操作又は操作の準備並びに人員の配置
- (7) 水防資機材の点検、整備、配備等

### 2 県の措置

県は、第2章第7節「防災施設等整備計画」、第3章第5節「広報広聴計画」、第8節「消防活動計画」、第9節「津波・浸水対策計画」に基づき、市町村の実施する消防及び水防活動が迅速かつ円滑に行われるよう、次のような措置をとるものとする。

- (1) 地震が発生した場合、報道機関の協力を得て、被害に関する情報、交通に関する情報、避難場所に関する情報、津波に関する情報等、地域住民の円滑な避難に必要な情報提供を行うこと。
- (2) 地震が発生した場合、緊急消防援助隊等の活動拠点の確保に係る調整、消火薬剤、水防資機材等県が保有する物資、資機材の点検、配備及び流通在庫の把握
- (3) 地震が発生した場合は、水防管理団体等は、次のとおり措置をとるものとする。
  - ア 所管区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡通知
  - イ 水門、開門及び防潮扉の操作又は操作の準備並びに人員の配置
  - ウ 水防資機材の確認、整備、配備

## 第7 水道、電気、ガス、通信、放送関係

水道、電気、ガス、通信、放送関係等事業者が実施する必要な措置は、第2章第10節「ライフ

備計画」、同章第 8 節「消防活動計画」に定めるところによる。

#### 4 広域的な災害対応体制の整備

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震は、北海道から東北に至る広域な地域に被害が発生する可能性があるため、災害発生時に隣接道県からの応援を求めることは困難であるため、国や他の都道府県と協議し、広域的な災害対応体制の整備に努める。

なお、その際には、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の連続発生を考慮した応急対策要員の配置等の対応策についても考慮する。

ライン施設等安全確保計画」、第 3 章第 5 節「広報広聴計画」、同章第 27 節「ライフライン施設応急対策計画」に定めるところとする。

### 第 8 交通

#### 1 道路

##### (1) 交通規制

県警察及び道路管理者は、津波の来襲により危険度が高いと予想される区間及び避難経路として使用されることが想定されている区間について、交通規制の内容を事前に周知する。なお、必要に応じ隣接する県警察との連絡を密にし、交通規制の整合性を広域的に確保する。

##### (2) 除雪

積雪寒冷地においては、緊急輸送道路や避難所へのアクセス道路等について、第 3 章第 6 節「交通確保・輸送計画」、本編第 2 章第 14 節「雪害予防計画」に定めるところにより除雪体制を優先的に確保する。

#### 2 海上

(1) 第二管区海上保安本部（八戸海上保安部、釜石海上保安部、宮古海上保安署）及び港湾管理者は、海上交通の安全を確保するため、海域監視体制の強化、船舶交通の輻輳が予想される海域における船舶交通の制限等の措置を実施するものとする。

(2) 港湾管理者は、津波が襲来するおそれがある港湾における港湾利用者の退避などの安全確保対策をとるものとする。

#### 3 鉄道

津波の襲来により危険度が高いと想定される区間における運行の停止等の運行上の措置は、第 3 章第 26 節「公共土木・鉄道施設等応急対策計画」に定めるところによる。

#### 4 乗客等の避難誘導

(1) 一般旅客運送に関する事業者は、県、市町村等と連携して、列車、船舶等の乗客や、駅、港湾のターミナルに滞在する者の避難誘導計画等を定めることとする。

(2) 一般旅客運送に関する事業者は、県、市町村等と連携して、避難路について除雪、消雪、凍雪害防止のための必要な措置について考慮する。

### 第 9 県が管理等を行う施設等に関する対策

#### 1 不特定かつ多数の者が出入りする施設

県が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、美術館、図書館、病院、学校等の管理上の措置は、施設ごとに消防計画等に定めるところであるが、概ね次のとおりである。

(1) 各施設に共通する事項

ア 津波警報等の入場者等への伝達

海岸近くにある施設については、津波警報等の発表が行われる前であっても、強い揺れを感じたとき、または弱い揺れであっても長い時間ゆっくりした揺れを感じたときは直ちに避難するよう、入場者等に対し伝達する。

イ 入場者等の避難のための措置

ウ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

エ 出火防止措置

オ 水、食料等の備蓄

カ 消防用設備の点検、整備

キ 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

(2) 個別事項

ア 病院、療養所、診療所等にあつては、重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保及び避難誘導のための必要な措置

イ 学校、職業訓練校、研修所等にあつては、  
(ア) 当該学校等が、津波避難対象地域にあるときは、避難誘導のための必要な措置

(イ) 当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合（特別支援学校等）これらの者に対する保護の措置

ウ 社会福祉施設にあつては重度障がい者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保及び避難誘導のための必要な措置

2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

災害対策本部又はその支部がおかれる庁舎等の管理者は、1の(1)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

また、災害対策本部等を県が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものと

		<p>する。</p> <p>(1) <u>自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保</u></p> <p>(2) <u>無線通信機器等通信手段の確保</u></p> <p>(3) <u>災害対策本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保</u></p> <p>4 <u>工事中の建築物等に対する安全確保上実施すべき措置</u></p> <p><u>地震による災害が発生し又は発生する恐れがある場合は、工事中の建築物その他の工作物又は施設については、津波襲来に備えて安全確保上実施すべき措置を実施する</u></p> <p><b>第10 迅速な救助</b></p> <p>1 <u>県は、市町村の消防庁舎等の耐震化を含め、消防機関等による被災者の迅速かつ適切な救助・救急活動の実施体制の整備について、必要に応じて、適切な助言等を行うものとする。</u></p> <p>2 <u>県は、「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」に定める応援等実施計画及び受援計画等による緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備を行うものとし、その方策は第3章第8節「消防活動計画」に定めるところによる。</u></p> <p>3 <u>県は、自衛隊・警察・消防等実動部隊による迅速な救助のため、被災地への経路及び空港・港湾等の活動拠点の確保を含む救助活動における連携の推進等を図る。</u></p> <p>4 <u>県は、市町村の消防団に関する加入促進による人的確保、車両・資機材の充実、教育・訓練の充実を図る取り組みについて、必要に応じて、適切な助言等を行うものとする。</u></p>
修正理由	○ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画修正に伴う修正	



頁	現 計 画	修 正 案
2-5-8	<p><b>第4節 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項</b></p> <p><b>第1 津波からの防護のための施設の整備等</b> 整備方針</p> <p>(1) 河川、海岸管理者は、津波被害のおそれのある地域において、水門等の遠隔操作化、防潮堤・堤防の補強等必要な施設整備を推進することとし、その整備方針及び計画は第2章第12節「津波災害予防計画」に定めるところによる。</p> <p>(2) 河川、海岸管理者は、河川・海岸水門管理要綱等により、津波発生時の迅速な対応が可能となるよう定期的な施設の点検や門扉等閉鎖体制の確認等、施設管理の徹底を行うこととする。</p> <p>(3) 河川、海岸管理者は、地震が発生し津波による被害が生じる恐れのある場合は、河川・海岸水門管理要綱等により、水門及び閘門を閉鎖するものとする。また、内水排除施設等は、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておくものとする。</p> <p>(4) 県・市町村は、津波により孤立が懸念される地域の港湾、漁港等の整備を行うこととし、その整備方針及び計画については、第2章第7節「防災施設等整備計画」、同第12節「津波災害予防計画」に定めるところによる。</p> <p>(5) 県・市町村は、津波警報等の住民等への迅速な伝達を行うため、避難計画の策定や防災行政無線の整備等を行うこととし、その整備等の方針及び計画については、第2章第4節「避難対策計画」、同章第3節の2「通信確保計画」に定めるところによる。</p> <p><b>第2 津波に関する情報の伝達</b></p> <p>津波に関する情報の伝達に係る基本的事項は第3章第15節「避難・救出計画」に定めるところとするが、次の事項にも配慮する。</p> <p>1 津波に関する情報が、管轄区域内の居住者、公私の団体（以下「居住者等」という。）及び観光客、釣り客やドライバー等（以下「観光客等」という。）並びに防災関係機関に対し、正確かつ広範に伝達されること、外国人や聴覚障がい者、</p>	<p><b>第4節 関係者との連携協力の確保に関する事項</b></p> <p><b>第1 資機材、人員等の配備手配</b></p> <p>1 被災時における物資等の調達手配及び人員の配備のうち、応急対策を実施するため広域的措置が必要なものは第3章第10節「県、市町村等応援協力計画」に定めるところによる。</p> <p>2 応急対策を実施する上で他機関の応援等を求める必要がある場合に備え締結した事前応援協定その他の手続上の措置を予め把握するものとする。</p> <p>〔関係団体等との「災害時における応援協定」の締結状況一覧 資料編3-10-10〕</p> <p><b>第2 自衛隊の災害派遣</b></p> <p>1 自衛隊への災害派遣、要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法等は第3章第11節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところによる。</p> <p>2 救助活動拠点・航空機用救助活動拠点等の確保を含む派遣部隊等の受入体制のほか、救助・救急、応急医療、緊急輸送等の災害派遣活動については、第11節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところによる。</p> <p><b>第3 物資の備蓄・調達</b></p> <p>物資の備蓄及び調達に関する方法は第2章第5節の2「食料・生活必需品等の備蓄計画」に定めるところによる。</p>

視覚障がい者等にも的確に伝わること等に配慮すること

2 船舶に対する津波警報等の伝達及び陸から離れた水深の深い安全水域への避難等のとるべき措置

3 管轄区域内の被害状況の迅速・確実な把握

### 第3 避難対策等

1 県は、第3章第15節「避難・救出計画」に基づき、市町村が行う避難対策について、全体の状況把握に努め、必要な連絡調整及び指導を行うとともに、次の点について市町村に協力するものとする。

なお、この場合、避難行動要支援者に対する支援や外国人、出張者及び旅行者等に対する誘導などについて、支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ適切な対応を実施する。

また、県は災害救助法の対象となる市町村が行う避難対策についての指導調整を行うものとする。

(1) 避難路となる道路のうち県が管理するものについて、除雪・防雪・凍雪害防止のため必要な措置

(2) 第7の2(2)に定めるところにより、県の管理する施設を避難場所として開設する際の協力

(3) 避難に当たり介護を必要とする者を受け入れる施設のうち県が管理するものについて、避難者の救護のため必要な措置

2 県は、居住者等が津波来襲時に的確な避難を行うことができるよう、津波避難に関する意識啓発のための対策を実施する。

その活動については、第2章第1節「防災知識普及計画」に定めるところによる。

### 第4 消防機関等の活動

1 市町村の措置

市町村は、第3章第8節「消防活動計画」、第9節「津波・浸水対策計画」に基づき、消防機関及び水防団が津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点としてその対策を定めるものとする。

(1) 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達

(2) 津波からの避難誘導

(3) 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する指導

(4) 救助・救急

- (5) 緊急消防援助隊等応援部隊の進出・活動拠点の確保
- (6) 所管区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡通知
- (7) 水門、閘門及び防潮扉の操作又は操作の準備並びに人員の配置
- (8) 水防資機材の点検、整備、配備、等

## 2 県の措置

県は、第2章第7節「防災施設等整備計画」、第3章第5節「広報広聴計画」、第8節「消防活動計画」、第9節「津波・浸水対策計画」に基づき、市町村の実施する消防及び水防活動が迅速かつ円滑に行われるよう、次のような措置をとるものとする。

- (1) 地震が発生した場合、報道機関の協力を得て、被害に関する情報、交通に関する情報、避難場所に関する情報、津波に関する情報等住民の円滑な避難に必要な情報提供を行うこと。
- (2) 地震が発生した場合、緊急消防援助隊等の活動拠点の確保に係る調整、消火薬剤、水防資機材等県が保有する物資、資機材の点検、配備及び流通在庫の把握

## 第5 水道、電気、ガス、通信、放送関係

水道、電気、ガス、通信、放送関係等事業者が実施する必要な措置は、第2章第10節「ライフライン施設等安全確保計画」、第3章第5節「広報広聴計画」、同章第27節「ライフライン施設応急対策計画」に定めるところとするが、次の事項にも配慮する。

### 1 水道

水道事業の管理者等については、津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破損等による二次災害を軽減させるための措置を実施するものとする。

### 2 電気

- (1) 電気事業の管理者等については、津波から円滑な避難を確保するため、津波警報等の伝達や避難時の照明の確保等が必要なことから、電源供給早期復旧のための体制確保等必要な措置を講じるとともに、火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーを落とす等の措置に関する広報を実施するものとする。

- (2) 指定公共機関東北電力(株)岩手支店及び東北

電力ネットワーク(株)岩手支社が行う措置は、別に定めるところによる。

### 3 ガス

(1) ガス事業の管理者等については、津波からの円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓閉止、液化石油ガスボンベの転倒防止等必要な措置に関する広報を実施するものとする。

(2) 指定地方公共機関である一般社団法人岩手県高圧ガス保安協会が行う措置は、別に定めるところによる。

### 4 通信

(1) 電気通信事業者は、津波警報等の情報を確実に伝達するために必要な通信を確保するため、電源の確保等の対策を実施する。

(2) 指定公共機関東日本電信電話株式会社等が行う措置は、別に定めるところによる。

### 5 放送

(1) 放送事業者は、放送が居住者、観光客等への情報の正確かつ迅速な伝達のため不可欠であるため、地震発生時には津波に対する注意喚起に努めるとともに、津波警報等の正確かつ迅速な報道に努めることとする。

(2) 放送事業者は、県、市町村その他の防災関係機関と協力して、被害に関する情報、交通に関する情報、避難場所に関する情報、津波に関する情報等住民の円滑な避難に必要な情報提供に努めるよう留意する。

(3) 指定公共機関日本放送協会盛岡放送局が行う措置は、別に定めるところによる。

(4) 指定地方公共機関である株式会社IBC岩手放送、株式会社テレビ岩手、株式会社エフエム岩手、株式会社岩手めんこいテレビ及び株式会社岩手朝日テレビが行う措置は、別に定めるところによる。

## 第6 交通対策

### 1 道路

県公安委員会及び道路管理者は、津波来襲により危険度が高いと予想される区間及び避難路としての使用が予定されている区間についての交通規制の内容を定めるとともに事前の周知措置を講じることとする。

道路管理者は、情報板等により津波に関する情報や地震被害による通行規制情報の提供に努めることとし、避難所へのアクセス道路等につ

いて、除雪、防雪、凍雪害防止のための必要な措置について考慮する。

その活動については、第3章第6節「交通確保・輸送計画」に定めるところによる。

## 2 海上

第二管区海上保安本部（八戸海上保安部、釜石海上保安部、宮古海上保安署）及び港湾管理者は、海上交通の安全を確保するための必要に応じた船舶交通の制限、漂流物発生対策等の措置を考慮するとともに、津波による危険が予想される地域から安全な海域へ船舶を退避させる等の措置を講じることとし、港湾管理者及び漁港管理者は、その所管する港湾区域及び漁港区域内の航路等について航路障害物が認められる場合は、応急的な除去作業を行うよう努める。

その活動については、第3章第6節「交通確保・輸送計画」、同章第26節「公共土木・鉄道施設等応急対策計画」に定めるところによる。

## 3 鉄道

鉄道事業者は、走行路線に津波の発生により危険度が高いと想定される区間がある場合、津波により運行に支障が生じた場合等における運行の停止、その他運行上の措置を考慮するものとする。

その活動については、第3章第26節「公共土木・鉄道施設等応急対策計画」に定めるところによる。

## 4 乗客等の避難誘導

(1) 一般旅客運送に関する事業者は、県、市町村等と連携して、列車、船舶等の乗客や、駅、港湾のターミナルに滞在する者の避難誘導計画等を定めることとする。

(2) 一般旅客運送に関する事業者は、県、市町村等と連携して、避難路について除雪、消雪、凍雪害防止のための必要な措置について考慮する。

## 第7 県が管理又は運営する施設に関する対策

### 1 不特定かつ多数の者が出入りする施設

県が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、美術館、図書館、病院、学校等の管理上の措置は、施設ごとに消防計画等に定めるところであるが、概ね次のとおりである。

#### (1) 各施設に共通する事項

ア 津波警報等の入場者等への伝達

- イ 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- ウ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- エ 出火防止措置
- オ 水、食料等の備蓄
- カ 消防用設備の点検、整備
- キ 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

(2) 個別事項

- ア 病院、療養所、診療所等にあつては、重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置
- イ 学校、職業訓練校、研修所等にあつては、  
  - (7) 当該学校が、所在市町村の定める津波避難対象地区にあるときは、避難の安全に関する措置
  - (4) 当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合（例えば特別支援学校等）これらの者に対する保護の措置
- ウ 社会福祉施設にあつては重度障がい者、高齢者等移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置
- エ 施設が海岸近くにある場合には、強い地震を感じたとき、又は弱い地震であっても長いゆっくりとした揺れを感じたときは、大津波警報又は津波警報が発表される前であっても、直ちに避難するよう来場者等に対し伝達するための必要な措置

2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

- (1) 災害対策本部又はその支部がおかれる庁舎等の管理者は、1の(1)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

また、災害対策本部等を県が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

- ア 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
- イ 無線通信機器等通信手段の確保
- ウ 災害対策本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

	<p>(2) <u>市町村推進計画に定める避難場所又は応急 救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に 協力するものとする。</u></p> <p>(3) <u>県は、市町村が行う屋内避難に使用する建 物の選定について、県有施設の活用等に協力 するものとする。</u></p> <p>3 <u>工事中の建築等に対する措置</u> <u>地震による災害が発生し又は発生する恐れが ある場合は、工事中の建築物その他の工作物又 は施設については、工事を中断するものとする。</u></p>	
修正理由	○ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画修正に伴う修正	

頁	現 計 画	修 正 案
2-5-9	<p><b>第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画</b></p> <p><b>1 整備すべき施設</b>  <u>次の施設等の整備計画については、地震防災対策特別措置法に基づく「地震防災緊急事業五箇年計画」に定めるところによる。</u>  <u>なお、県が所有する施設については、別に定める耐震化の方針に基づき、対策を計画的かつ速やかに実施するとともに、災害時の拠点となる施設や主要な道路・港湾等の耐震診断・改修等の耐震化対策を特に推進する。</u></p> <p>(1) <u>建築物、構造物等の耐震化</u>  (2) <u>避難地の整備</u>  (3) <u>避難路の整備</u>  (4) <u>津波対策施設</u>  (5) <u>消防用施設の整備等</u>  (6) <u>緊急輸送を確保するために必要な道路、港湾又は漁港の整備</u>  (7) <u>通信施設の整備</u>  (8) <u>緩衝地帯として設置する緑地、広場、その他公共空地の整備</u>  (9) <u>その他の事業</u></p> <p><u>県、市町村、その他防災関係機関は第5章第3節第1、第4節第2に定める情報の収集及び伝達計画に従い、地震防災応急対策を実施するため必要な通信施設を整備するものとする。</u>  <u>通信施設の整備計画は次のとおりである。</u>  <u>ア 県防災行政無線</u>  <u>イ 市町村防災行政無線</u>  <u>ウ その他の防災関係機関等の無線</u>  <u>石油コンビナート等特別防災区域に係る県、市町村及び特定事業所は、緩衝地帯としての緑地、広場その他の公共空地の整備を行うものとする。</u>  <u>ア 県の事業</u>  <u>イ 市町村の事業</u>  <u>ウ 特定事業所の事業</u></p> <p><b>2 整備方針</b>  (1) <u>県、市町村は、施設整備の年次計画に当たっては、防災効果が発揮されるよう、整備の順序及び方法について考慮する。</u>  (2) <u>県、市町村は、施設等の整備に当たっては、ソフト対策とハード対策を組み合わせた効果</u></p>	<p><b>第5節 後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対策に関する事項</b></p> <p><b>第1 後発地震への注意を促す情報等の伝達、県の災害に関する会議等の設置等</b></p> <p><b>1 後発地震への注意を促す情報等の伝達</b>  <u>後発地震への注意を促す情報その他これらに関連する情報や後発地震に対して注意する措置等（以下「後発地震への注意を促す情報等」という。）の伝達に係る関係者の連絡体制は次のとおり。</u>  (1) <u>県内部及び関係機関相互間の伝達体制</u>  <u>県 HP、SNS 及び FAX 等を通じて関係機関へ伝達する。</u>  (2) <u>地域住民等並びに防災関係機関に対する伝達体制</u>  <u>第3章第15節「避難・救出計画」に定めるところによる。</u></p> <p><b>2 県の災害に関する会議等の設置</b>  <u>災害対策本部等の設置運営方法その他の事項については、第3章第1節「活動体制計画」に定めるところによる。</u></p> <p><b>第2 後発地震への注意を促す情報等が発信された後の周知</b>  <u>県 HP、SNS 及び FAX 等を通じて住民及び報道機関に対して周知する。</u></p> <p><b>第3 災害応急対策をとるべき期間等</b>  <u>県は、後発地震への注意を促す情報の発信に至った地震の発生から1週間、後発地震に対して注意する措置を講ずる。</u></p> <p><b>第4 県のとるべき措置</b>  <u>県は、後発地震への注意を促す情報等が発信された場合において、市町村等と協力し、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えの再確認や、円滑かつ迅速な避難をするための備え等の防災対応をとる旨を呼びかける。</u>  <u>また、県における日頃からの地震への備えを再確認するとともに、施設・設備等の点検等により円滑かつ迅速な避難を確保するよう備える。</u>  <u>（後発地震に対して注意する措置）</u>  <b>1 家具等の固定、家庭等における備蓄の確認等</b>  <u>日頃からの地震の備えの再確認</u>  <b>2 避難場所・避難経路の確認、家族等との安否</b></p>



	<p><u>的な対策の実施に考慮する。</u></p>	<p><u>確認手段の取決め、非常持出品の常時携帯等円滑かつ迅速に避難するための備え</u></p> <p>3 <u>施設内の避難経路の周知徹底、情報収集・連絡体制の確認、機械・設備等の転倒防止対策・点検等、施設利用者や職員の円滑かつ迅速な避難を確保するための備え</u></p> <p>4 <u>個々の病気・障害等に応じた薬、装具及び非常持出品の準備、避難行動を支援する体制の再確認・徹底等、要配慮者の円滑かつ迅速な避難を確保するための備え</u></p>
<p>修正理由</p>	<p>○ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画修正に伴う修正</p>	

頁	現 計 画	修 正 案
2-5-11	<p style="text-align: center;"><b>第6節 防災訓練計画</b></p> <p><u>日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の影響が広域にわたることに配慮し、国、指定公共機関、地方公共団体等との連携を図ることに努めることとし、その事業計画については、第2章第3節「防災訓練計画」に定めるところによる。</u></p> <p><u>なお、訓練の実施時期について、避難行動に支障をきたすと考えられる冬期等の実施について考慮する。</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>第6節 防災訓練に関する事項</b></p> <p><u>県は、推進地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を、年1回以上実施するよう努める。その際、津波警報等又は後発地震への注意を促す情報等が発信された場合の情報伝達にかかる防災訓練を実施する。実施する防災訓練の内容、方法等は第2章第3節「防災訓練計画」に定めるところによる。</u></p>
修正理由	○ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画修正に伴う修正	

頁	現 計 画	修 正 案
2-5-12	第7節 地震防災上必要な教育及び広報に関する 計画	第7節 地震防災上必要な教育及び広報に関する 事項
修正理由	○ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画修正に伴う修正	